

文教大学緊急特別奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学（以下「本学」という。）に在籍する学生で、家計が急変し、修学的意思があるにもかかわらず、学業を継続することが困難な学生に対して奨学金を給付し、当該学生の修学を支援することを目的とする。

(奨学金の定義)

第2条 奨学金は、本学の毎年度予算中の奨学費及び特定寄付金をもってこれに充て、奨学生へ給付するものとする。

(適用)

第3条 奨学金の適用は、学生一人について在学中に一度限りとする。

(出願資格)

第4条 出願資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 修学的意思があるが、家計急変により最終延納期限までに学納金が納入できない者。家計急変の事由については、別に定める。
- (2) 日本学生支援機構の奨学金を貸与中の者又は同機構の緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）の奨学金いずれかを申し込んだ者
- (3) 当該学期に文教大学奨学金を受給している場合は、授業料の半額未満を受給している者
- (4) 標準修得単位数を満たしている者
- (5) 大学等の修学支援に関する法律に定める学資支給及び授業料減免の支援対象者に決定していない者

第4条の2 前条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延に起因する事情により経済的に困窮しており、大学が募集要項で定める基準を満たした者は出願資格を有するものとする。

(募集)

第5条 奨学生の募集時期は、毎年度春学期及び秋学期に行う。

(奨学金の給付額)

第6条 奨学金の給付額は、授業料の半額を上限とする。ただし、当該学期に文教大学奨学金を既に受給している場合は、授業料の半額（半期分）から受給済みの金額を差し引いた額を上限とする。

(選考及び決定)

第7条 奨学生の選考は、学生委員会が行う。

- 2 学生委員会は、資料を審査し、奨学生の候補者を選出し、給付額を決定する。
- 3 学生委員会は、当該候補者を各学部教授会に報告するとともに、学長に報告する。
- 4 学長は、前項の報告を受け奨学生を決定する。

(奨学金の給付)

第8条 奨学生に決定した学生には、学長が採用決定通知を交付し、奨学金を給付する。

(奨学金の返還)

第 9 条 奨学金が給付されたにもかかわらず、当該学期の学納金の納入がされなかった場合は、奨学生としての身分を取り消し、奨学金の返還を求める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 9 月 2 日から施行する。
- 2 第 4 条第 2 項の適用を受けて文教大学緊急特別奨学金の給付を受ける者については、第 3 条を適用しない。
- 3 第 4 条第 2 項の規定は、令和 3 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 3 月 3 日から施行する。
- 2 第 4 条第 2 項の規定は、令和 3 年 3 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するものとし、令和 4 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の 2 の規定は、令和 5 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。